

平成28年 3月28日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

総務常任委員会

委員長 神谷 建一

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

#### 第15号議案 宗像市行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査法が施行されることに伴い、宗像市行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度、第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会（以下「審査会」という。）等への諮問手続が導入されたため、新たに設置する審査会の委員の構成や任期、運営に関する事項を条例で定めるものである。
- 2 行政不服審査請求に対し、これまでは審査庁である市長が内部で審理を行っていたが、改正後は審査庁の中に市長が指名した市の職員を審理員として配置し、行政不服審査の対象となる申し出について審査

請求人の主張や証拠資料をもとに審理員が作成した意見書を審査庁に提出、審査庁は意見書に基づき外部機関である審査会に諮問する。審査会は意見書を審査後、答申を行い、審査庁はこの答申に基づき裁決を行う。

- 3 審査会は弁護士等の専門知識を持つ5人以内の委員で組織する。審査会の事務は、監査事務局職員が行う。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

#### 第16号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

行政不服審査法が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

審査請求人からの関係書類の交付請求に対応するため、新たに交付手数料を定めるものである。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

#### 第17号議案 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法が施行されることに伴い、関係条例を整備するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 行政不服審査法の改正に伴い、関係する8つの条例につき、文言の整理等を行うものである。
- 2 主な内容は、「不服申立て」を「審査請求」へ、審査請求期限を「60日以内」から「3月以内」へ改めるもの。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第18号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

附属機関について、新たな条例の制定に伴い当該審査会に係る部分を削除、1つの事務の引用条文について整理を行い、1つを廃止するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 行政不服審査法の施行に伴い、宗像市情報公開・個人情報保護審査会条例を別途制定するため、当該審査会に係る部分を削除する。
- 2 介護保険法の改正に伴い、宗像市介護保険運営協議会が担任する事務の規定について、引用条文の整理を行う。
- 3 総合スポーツセンターの整備計画を先延ばしすることとなったため、総合スポーツセンター整備審議会を廃止する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第19号議案 宗像市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

宗像市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手續等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 情報公開・個人情報保護制度による審査請求については、これまでも外部有識者で構成する宗像市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）による審査を行っていることから、行政不服審査法の規定に基づく審理員による審理手續の対象外とし、引き続き当該審査会において審査を行う。
- 2 行政不服審査法の改正により明確化された、行政不服審査会の調査審議の手續等に準じて、当該審査会についても手續等の事項を定めた条例を新たに制定する。
- 3 これまで規則で定めていた審査会の組織、任期等については条例で規定することとし、規則については廃止する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第20号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

## 第21号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

この2議案は、平成27年の人事院の給与改定に関する勧告に伴い、市長・副市長・教育長（以下「三役」という。）、議員の期末手当並びに職員の給料、勤勉手当等を改正するため、関係条例を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 職員の給料表の引き上げ  
若年層に重点を置いた平均0.4%の引き上げを行う。任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員についても適用する。
- 2 賞与の引き上げ  
三役、議員、一般職の職員、再任用職員、任期付職員について引き上げを行う。
- 3 地域手当の引き上げ  
東京に派遣している職員、大島診療所の医師について、国の勧告に基づき引き上げを行う。
- 4 今回の改定による影響額は、三役は期末手当13万円と共済費2万円、議員は期末手当51万円、職員は給料、期末手当、共済費等で2,157万円程度である。
- 5 なお、前述の1から3は、平成27年4月に遡及して適用する。

〔第20号議案〕

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第21号議案〕

#### 【意見】

（賛成意見）

- ・今回の給料表の引き上げは、若年層に重点を置いた改定となっている

が、住宅ローン等の負担増を考慮すると、上の世代においても賃金ベースを引き上げる努力が必要である。地方公務員の給与水準が地域経済に大きく影響することや地域手当の格差の問題も踏まえて、改定を検討することを要望する。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第22号議案 宗像市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

職員の持ち家にかかる住居手当を廃止したため、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 一般職の職員の持ち家にかかる住居手当については、平成27年第1回定例会において議決を得て既に廃止している。その際に企業職員の住居手当の廃止に係る改正については遺漏していたため、今回改正するものである。
- 2 企業職員に支給される給与の額については、企業職員の給与等に関する規程において一般職の職員の例によるものとされているため、一般職の職員と同様に、企業職員への同手当の支給は平成27年4月から行っていない。

#### 【意見】

（反対意見）

- ・国、県も持ち家にかかる住居手当の支給を既に廃止しているが、持ち家を取得することにより、住宅ローン等の家計の負担は大きくなる。

本市は定住化推進に力を入れており、職員の定住を推進する上でも、市民が持ち家を取得した際の補助制度と併せて職員の持ち家にかかる住居手当を検討することも可能と考えるので、この住居手当を廃止することには反対する。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

### 第 23 号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法及び学校教育法が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

義務教育において、小中一貫校が法律の中に正式に位置付けられたことにより、文言の整序を行うものである。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第 24 号議案 宗像市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

前述の政令が施行されることに伴い、他の法令による給付との調整において、率の改定を行うものである。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第 25 号議案 宗像市職員の退職管理に関する条例の制定について

### 第 26 号議案 宗像市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

この 2 議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の退職管理の適正を確保するための所要の措置を講じるため、新たに条例を制定し、また人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 退職した職員による現職職員への働きかけが規制されることに伴い、規制対象となる職員の範囲、再就職情報の届出の義務付け、再就職情報の公表などについて新たに定めるものである。
- 2 既に本市が公表を行っている勤務評定結果については、地方公務員法の改正により、「人事考課の状況」として公表すべき事項に正式に位置付けられた。

〔第 25 号議案〕

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第 26 号議案〕

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 27 号議案 宗像市領収証紙条例の一部を改正する条例について**

本市の組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正するものである。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

本年 4 月からの組織機構の改編で、商工観光課と元気な島づくり課を統合し、商工観光課と改めることによる文言の整序を行うものである。

**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。